

なるほど 

正しい事業承継

- 経営承継円滑化法と税制 -

 吉川 孝
税理士・中小企業診断士

Vol. 39

納税猶予と担保提供の方法② 持分会社の場合

先週は、恥ずかしながら生れて初めて根室市に行き、3社の事業承継の相談を受け、カニを食べそこなって帰ってきました！（笑）いずれも経営承継について問題意識をもたれた会社さんで、経営の実質承継のための課題や方法に関する悩みが中心となりました。そこで共通していたことは、後継者となるべき者が現業において十分なキャリアと実力をつけている一方で、社長固有の人事と財務について未熟であるという点でした。ここにも経営承継のヒントがありますね。

今回は、前回お話した相続税・贈与税の納税猶予制度を適用する場合の担保提供（質権の設定）のことについて、自分の会社が持分会社の場合はどうすればいいのかというお話です。

持分会社には、「合名会社」、「合資会社」という昔からある会社種別に加えて、平成18年の会社法で新しくできた「合同会社」があります。

本来は、この持分会社以外には「株式会社」しかありません。「有限会社があるじゃないか？…！？」それは平成18年に有限会社法が無くなってから、「特例有限会社」と言って、経過的に認められているものですから、いつかは「株式会社」「合同会社」「合名会社」「合資会社」のいずれかに変わらなければならない時が来るというものです。

持分会社には、持分を拠出した社員に証券を発行するという規定がありません。

貴社が持分会社であって、納税猶予の特例を適用する際に、その持分を担保として提供する場合には、質権を設定すべき証券がありませんから、その持分を目的とする質権設定に係る次の書類を税務署長に提出することになります。これは、特例非上場株式等である持分の全部を担保提供する場合に限ります。

1. 納税者の印鑑証明書
2. 持分会社が質権の設定について承諾したことを証する書類で次のいずれかのもの
 - 公正証書、私署証書で確定日付のあるもの及び法人の印鑑証明書、又は内容証明郵便及び法人の印鑑証明書

ですから、もしも貴社が有限会社で将来組織変更をするのであれば、持分会社となることも選択肢の一つとして考えておいてもいいのではないのでしょうか。

以上、いずれの会社形態でも、相続税の申告書の提出期限までに担保を提供することが必要ですが、株券の発行や供託手続等に時間を要するために間に合わない時は、予め所轄税務署に相談した上で、「速やかに担保関係書類の提出を行う旨の確約書」を提出します。

■ご意見・ご質問等がございましたら FAXにてお問い合わせください。

なお、FAXの受信を希望されない方は「FAX受信拒否」にチェックを付けて、御社名をご記入の上、こちらの用紙を送信してください。

御社名

FAX受信拒否

FAX 番号：011-622-7768



日成コンサルティング株式会社

〒064-0822 札幌市中央区北2条西26丁目2番18号 26 ウエストビル 2階

TEL:011-622-0311 E-mail:t.yoshikawa@nissei-consulting.com